**資格規定**

第一章　入会

第１条　定款第７条並びに第８条に規定する資格ある入会希望者は、会員２名以上の推薦により入会申込書に必要書類を添え推薦者を経て、理事会に入会申し込みをする。

第２条　推薦者は毎年１月１日現在、在職１年以上にして、直前年度の出席率６０%以上の正会員であることを要する。推薦者は入会者の会費の納入につき入会年度及び次年度分について連帯責任をもつ事とする。

第３条　理事会は入会申込者について、資格等綿密な調査を事務局に委嘱し、その報告を受け、無記名投票を行う。理事会で３分の２以上の賛成を得て適格と認められた入会申込者は、３ケ月間、理事会、例会、委員会等に出席し指導を受ける。

第４条　３か月間の研修期間を経た入会希望者は、理事会の投票により３分の２以上の賛成票を得た場合、入会資格を得る。

第５条　各地ＪＣの会員で、その所属したＬＯＭの理事長の推薦を得て転入を希望するものは、前2条の規定により入会資格を得る。

第６条　入会を承認された者は、直ちに必要書類を添えて所定の入会金及び会費等を納入しなければならない。

第７条　理事長は理事会において、入会を承認され、所定の手続きを終えたものを新入会員として会員に通知する。

第二章　会費

第８条　定款第１１条に規定する会費及び入会金は次のとおりとし、毎年所定の納期に納入しなければならない。

◎会費　・正会員　１２０，０００円

・賛助会員　正会員会費の４分の１

◎入会金　正会員の会費の２分の１

２．年度途中で正会員となった者は、入会と同時に次の基準により会費を納入しなければならない。但し、年度をまたぐ研修期間者については後続年度の１月より起算する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 研修期間承認月 | 会費（円） | 研修期間承認月 | 会費（円） |
| １月 | １２０，０００ | ７月 | ６０，０００ |
| ２月 | １１０，０００ | ８月 | ５０，０００ |
| ３月 | １００，０００ | ９月 | ４０，０００ |
| ４月 | ９０，０００ | １０月 |  |
| ５月 | ８０，０００ | １１月 |  |
| ６月 | ７０，０００ | １２月 |  |

第９条　理事会において、納入方法を変更する場合は全会員に通知する。

第１０条　必要と認められた場合に限り理事会の議を経て入会金、入会年度の年会費の減免をすることができる。

第１０条の２　正会員が所属する企業からの入会者、若しくは正会員の卒業後１年以内にその者の所属する企業からの入会者に関しては、理事会の決議により入会金の支払いを免除することができる。

第三章　会員の資格

第１１条　正会員が定款第１５条の各号に該当する行為があった場合、当該会員の資格喪失について速やかに全会員に報告する。

２．　正会員が例会及び総会を３ケ月以上にわたり連続欠席した場合理事会は当該会員の資格について協議し、退会の決議をすることができる。

３．　前項の協議にあたって当該会員は事前に理事会に所定の理由書を提出するものとする。又、当該理事会に出席して理由を弁明することができる。

第四章　出席・休会

第１２条　理事会は出席義務を履行しない正会員に勧告をする。

第１３条　当該年度内の例会及び総会の出席率１００％の正会員は、例会において表彰する。

第１４条　正会員が次の各号に該当する場合、理事会に書面をもって申請し理事会の承認を得て、休会することができる。

1. 疾病により３か月以上にわたって療養を必要とするとき
2. 出産・育児による場合
3. ３か月以上にわたり居住地を離れるとき
4. その他継続して出席できない極めて重大な理由が生じたとき

第１５条　理事会は当該年度内の期間に限り休会の承認を与えることができる。但し、出産による休会はこの限りではない。

第１６条　休会した正会員は休会期間の終了後、或いは休会事由の消滅後、直ちに復帰しなければならない。

第１７条　休会を認められた正会員は出席義務を免除される。

第１８条　休会期間中においても会費は免除、又は軽減しない。但し、必要と認められた場合に限り理事会の決議により会費の減免をすることができる。

第五章　四日市ＪＣシニアクラブ会員

第１９条　四日市ＪＣシニアクラブ会員は総会その他各種会合に出席し、意見を述べることができる。

第２０条　正会員は制限年齢に達した年度末に、四日市ＪＣシニアクラブ会員会費を納入と同時に四日市ＪＣシニアクラブ会員の資格を取得するものとする。但し、定款第７条１項２号に定める資格を有する者で、所定の手続きをしなかった者がその後四日市ＪＣシニアクラブ会員となることを希望する時は、理事長に申し出て理事会の承認を得なければならない。

第２１条　四日市ＪＣシニアクラブ会員会費は卒業年度の会員会費と同額とし終身会費とする。

第２２条　四日市ＪＣシニアクラブ会員にして日本ＪＣシニアクラブに入会を希望する者は、日本ＪＣシニアクラブ所定の手続きを経て入会することができる。

第六章　賛助会員

第２３条　賛助会員は理事長に申し出て、理事会の承認を得なければならない。

第七章　附則

第２４条　本規定は定款第８条、第１１条及び第１２条に基づき定められるものである。